

資料提供  
令和6年8月14日  
課名：産業廃棄物対策課  
担当者：波谷<sup>はだに</sup>  
内線：2962  
直通電話：082-513-2964

## 産業廃棄物最終処分場（三原市）に係る対応等について

### 1 要旨

- 県では、産業廃棄物最終処分場の維持管理について、立入検査による監視指導を行うとともに、最終処分場の浸透水や周縁の地下水について、定期的に行政検査を実施している。
- 今般、産業廃棄物最終処分場（三原市）における浸透水の行政検査において、鉛及びその化合物が基準値を超過したため、事業者に対して原因の究明及びそれに応じた改善措置を内容とする生活環境の保全上必要な措置を講じるよう指導した。併せて原因の究明及び改善措置が適切に講じられたことが県によって確認されるまでの間、産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するよう指導した。
- また、周辺的生活環境への影響を把握するため、最終処分場下流の公共用水域の水質検査を実施したところ、鉛及びその化合物は検出されず、基準に適合していることを確認した。

### 2 概要（水質検査結果及び行政指導内容等）

#### (1) 廃棄物処理法に基づく行政検査

##### ア 実施日

令和6年7月24日（水）採水（8月6日（火）結果判明）

##### イ 対象

最終処分場の浸透水（2箇所）及び周縁の地下水（1箇所）

##### ウ 検査結果（別紙）

- 浸透水（2箇所）の鉛及びその化合物について、法令で定める基準値を超過<sup>※1</sup>していた。

※1 鉛基準値（0.01mg/L）に対して0.017mg/L及び0.018mg/L。鉛以外の項目については基準値に適合。

- なお、処分場周縁の地下水からも基準値を超えた鉛が検出（0.011mg/L）されたが、廃棄物埋立開始前から基準値を超えて検出され（自然由来<sup>※2</sup>）、悪化も認められない<sup>※3</sup>ことから、基準違反には該当しない。

※2 水質汚濁に係る環境基準についての国の通知等によると、鉛、砒素等については、人為的な原因だけでなく、自然的原因により公共用水域等において検出される可能性があるとされている。

※3 地下水は、水質の悪化が認められた場合に、原因の調査その他生活環境保全上必要な措置を講じる基準が適用される。

#### (2) 周辺生活環境への影響把握のために実施した周辺水路の調査

##### ア 実施日

令和6年8月7日（水）採水（8月13日（火）結果判明）

##### イ 対象

最終処分場下流の水路（日名内川農業用取水口付近）

##### ウ 検査結果

検査項目	単位	水質検査結果	環境基準
鉛及びその化合物	mg/L	ND（検出下限値未満）	0.01

- 当該水路の水質については、鉛及びその化合物は環境基準<sup>※4</sup>に適合していた。

※4 環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められた行政目標である。長期間の飲用を想定した際の健康への影響の観点から設定されるもので、毎日2リットル、70年間飲み続けても影響がない値とされている。

### (3) 行政指導（勧告）

ア 行政指導（勧告）実施日

令和6年8月7日（水）

イ 行政指導（勧告）の内容

速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分中止その他生活環境の保全上必要な措置を講じるとともに、原因を究明すること

ウ 行政指導（勧告）後の状況

- 令和6年8月11日（日）以降、産業廃棄物の搬入を停止している。
- 現在、事業者により原因の究明及び改善措置を実施中。

### 4 今後の対応

- 引き続き、事業者による原因の究明及び改善措置が速やかに実施されるよう指導していく。
- なお、改善措置が適切であるかについては、県において確認を行う。

#### 【参考1】産業廃棄物最終処分場の概要

設置者	ジェイ・エー・ビー協同組合 代表理事 藤田 貴之 (東京都目黒区洗足二丁目17番21号)
所在地	三原市本郷町南方字観音平 22179 番地 1 外 6 筆
施設の種類	安定型最終処分場
施設能力	埋立面積：96,939 m <sup>2</sup> 、埋立容量：1,038,125 m <sup>3</sup>
埋立品目	廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類
設置許可年月日	令和2年4月23日
処分業許可年月日	令和4年8月26日

#### 【参考2】最終処分場の維持管理基準の概要

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第2項第2号へ

次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

- (1) 浸透水に係る地下水等検査項目（有害項目）の水質検査の結果、基準に適合していない場合。
- (2) 生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量(COD)の水質検査の結果、BODが20mg/L又はCODが40mg/Lを超えている場合。

## 【浸透水等の水質検査結果】

検査項目	単位	浸透水		地下水	基準値※1		
		①北西部	②北東部	③下流井戸			
1	BOD	mg/L	1.0	1.2	1.0	20	
2	COD	mg/L	4.4	3.7	0.8	40	
有害項目	3	水銀及びその化合物	mg/L	ND	ND	ND	ND
	4	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0005	0.0004	ND	0.003
	5	鉛及びその化合物	mg/L	0.017	0.018	0.011※2	0.01
	6	六価クロム化合物	mg/L	ND	ND	ND	0.05
	7	砒素及びその化合物	mg/L	0.009	0.007	ND	0.01
	8	シアン化合物	mg/L	ND	ND	ND	ND
	9	セレン及びその化合物	mg/L	ND	ND	ND	0.01

※1 基準値（浸透水に係る基準省令で定める基準）

浸透水が基準を超過した場合は、搬入及び埋立処分を中止し、生活環境保全上必要な措置を講じることとされている。

地下水は、検査結果により水質の悪化が認められた場合に、原因の調査その他生活環境保全上必要な措置を講じることとされている。

※2 地下水の鉛及びその化合物については、廃棄物埋立開始前から基準値を超えて検出されていることから、自然由来と判断しており、悪化も認められていないため基準違反には該当しない。

## 【水質検査採水箇所】



電子国土 WEB(国土地理院)を加工して作成